

議第141号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削り、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、当該各号に掲げる施設の使用料を徴収しない。

(1) 13歳以上23歳未満の者（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。以下同じ。）又は団体（使用しようとする者の総数の10分の8以上が13歳以上23歳未満の者であるものに限る。）別表第2に掲げる施設（音楽スタジオ、トレーニングルーム及び付属設備を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 トレーニングルーム

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

オ 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

カ アからオまでに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

使用料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。